

■市民税・県民税の非課税基準について

<均等割>

- 未成年の方
合計所得金額が135万円以下で非課税
- 障害者控除（本人）・寡婦控除・ひとり親控除のいずれかの適用がある方
合計所得金額が135万円以下で非課税
- 配偶者控除や扶養控除の適用がある方 ※同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族も数に含みます。
合計所得金額が下記の数式で算出された金額以下で非課税
数式： $\{32万円 \times (\text{配偶者を含む扶養親族の人数} + 1)\} + 28万9,000円$
※上記の複数に当てはまる場合、より大きいほうの金額以下が適用されます。
- 上記のいずれにも該当しない方
合計所得金額が42万円以下で非課税
※生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は、上記にかかわらず非課税となります。

<所得割>

- 配偶者控除や扶養控除の適用がある方 ※同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族も数に含みます。
総所得金額が下記の数式で算出された金額以下で非課税
数式： $\{35万円 \times (\text{配偶者を含む扶養親族の人数} + 1)\} + 42万円$
- 上記に該当しない方
総所得金額が45万円以下で非課税
※均等割が非課税の方は、上記にかかわらず所得割も非課税となります。

■森林環境税の新設について

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」「森林環境贈与税」が創設されました。

「森林環境税」は、令和6年度から、国内に住所のある個人に対して年額1,000円が課税され、市町村が個人住民税と併せて徴収するもので、市町村から都道府県を経由して国に払い込みます。国は、それを「森林環境贈与税」として自治体の人口、私有林人工林面積や林業就業者数に応じて、各都道府県、市町村に配分します。

<森林環境税が非課税となる基準>

- 未成年の方
合計所得金額が135万円以下で非課税
- 障害者控除（本人）・寡婦控除・ひとり親控除のいずれかの適用がある方
合計所得金額が135万円以下で非課税
- 配偶者控除や扶養控除の適用がある方 ※同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族も数に含みます。
合計所得金額が下記の数式で算出された金額以下で非課税
数式： $\{31万5,000円 \times (\text{配偶者を含む扶養親族の人数} + 1)\} + 28万9,000円$
※上記の複数に当てはまる場合、より大きいほうの金額以下が適用されます。
- 上記のいずれにも該当しない方
合計所得金額が41万5,000円以下で非課税
※生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は、上記にかかわらず非課税となります。

<森林環境税の税率・賦課徴収>

年額 1,000円 ※均等割と併せて徴収されますが、均等割の非課税基準と森林環境税の非課税基準が異なるため、森林環境税のみが課税されることもあります。

平成26年度から令和5年度までの10年間、復興税として、市民税・県民税の均等割にそれぞれ500円ずつ上乗せされてきました。令和6年度からその上乗せがなくなり、新たに国税として1,000円の森林環境税が課税されます。

均等割の推移	均 等 割		森 林 環 境 税	計
	市 民 税	県 民 税	国 税	
令和5年度まで	3,500円	2,500円	—	6,000円
令和6年度から	3,000円	2,000円	1,000円	6,000円

■市ホームページから令和6年度市民税・県民税申告書の作成と税額の試算ができます

市ホームページ <https://www.city.toride.ibaraki.jp/> の「くらしの情報」→「税金」→「市・県民税」からご覧いただけます。

- システムに入力し、申告書を印刷してください。
特に「給与収入のみの方」「年金収入のみの方」は、源泉徴収票をお手元にご用意の上で画面の指示に従って数字を入力するだけで、簡単に申告書の作成、印刷ができます。印刷した申告書は、申告に必要な書類とともに郵送してください。
- 税額試算ができます。
令和5年中の収入や控除に関する金額をシステムに入力すると、令和6年度市民税・県民税の税額を試算することができます。